

補助金の交付状況に係る調書【令和元年度交付分】

補助金の名称		保護司会補助金 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課 問い合わせ先	健康福祉部福祉課 0568-44-0320
補助金の交付を受けた 補助事業者の名称		犬山市保護区保護司会		代表者名	会長 羽澄 直樹
関係規定	法令	一	条例	一	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付 要綱
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和34年度 以前	補助終了年度 未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		保護司会の果たす役割を担う団体は同団体の他にないため			
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		保護司は、保護司法により法務大臣の委嘱を受け、社会福祉奉仕の精神のもと、犯罪者の更生を助ける活動や地域の犯罪抑止力を高める活動を実施している。 当補助金を活用することで社明運動や薬物乱用防止街頭活動等の活動を活発に行なうことができ、安心安全なまちづくりと犬山市内の地域福祉の向上に寄与することが期待できる。			
補助金の額 ()は一般財源の額	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度予算	
	525,000 円	525,000 円	525,000 円	525,000 円	
	(525,000 円)	(525,000 円)	(525,000 円)	(525,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		視察研修、講演会を行い、保護司活動における知識の向上に努め、社会を明るくする運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動などを通じて、地域の犯罪者の更生や防犯思想の啓発、青少年の非行防止にも積極的に取り組んでいる。			
補助金の用途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		2,544,901 円		
	うち補助事業全体の経費		2,544,091 円		
	うち補助対象経費		2,544,091 円		
			74,535 円		
		(事務用品、通信運搬費、手数料)			
		分担金			
		(県・中部地方・全国保護司会会費)			
		活動事業費			
		(社明運動、薬物乱用防止街頭活動等、 視察研修、広報、関係会議)			
補助額の算出方法	補助率、補助額		定額 525,000円		
	補助限度額		未設定		
	精算の有無 (変更交付)	無	その理由	活動費が補助金額を下回ったことがないため、精算は 行っていない。	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		市民の犯罪への意識への啓発活動を行うため、数値化することは難しい。しかし、社会を明るくする運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動などをすることで、地域の犯罪者の更生や防犯思想の啓発、青少年の非行防止に寄与している。			
その他参考事項		市補助金以外の補助金等 ①扶桑町補助金(同会は犬山市及び扶桑町の保護司で構成するため) ②実費弁償金(法務省) ③社会福祉団体活動助成金(犬山市社会福祉協議会)			
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		477,225 円	
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		477,225 円	
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			

※令和元年度の実績に基づき作成しています。